

令和6年度退職予定者に対する福利厚生制度等の説明会

互助組合に係る手続等について

一般財団法人広島県教育職員互助組合

互助組合に係る手続等について

1 退会給付金

2 退職後の互助制度

退職に伴う手続

全
員

1 退会給付金の請求

～必ず行っていただく手続です～

希
望
者

2 退職後の互助制度への加入

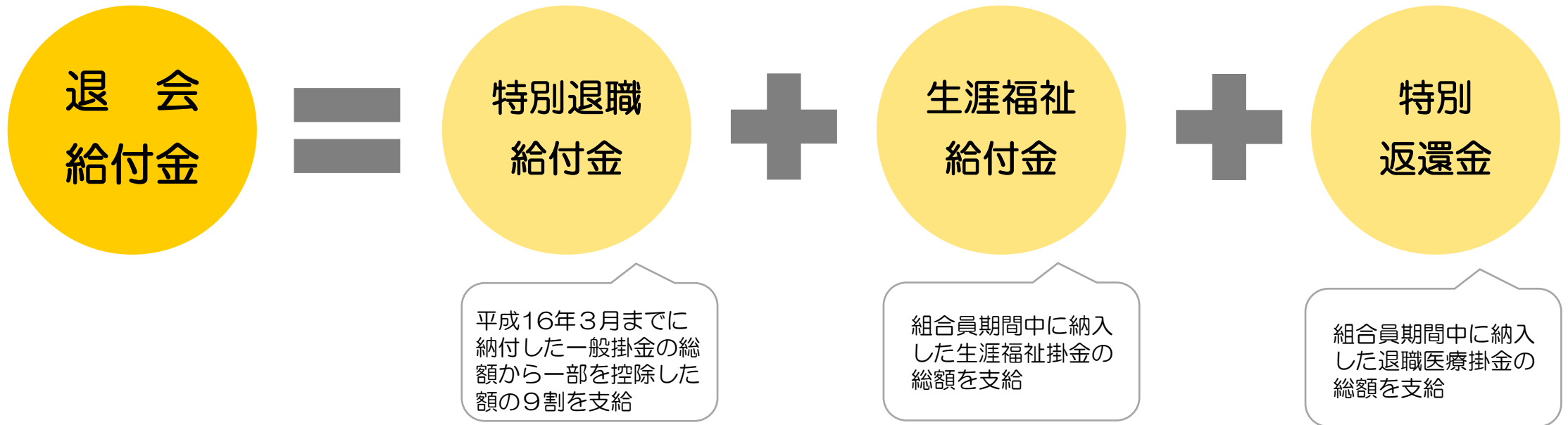
～退職後の状況に応じて、次のいずれかの互助制度に加入することができます～

- ① 退職医療制度 ▶ 医療費の補助事業等を実施している退職後の互助制度
- ② 現職制度 ▶ 現在加入いただいている現職者の互助制度

1 退会給付金

退職（互助組合員の資格喪失）に伴い組合員からの請求により給付される給付金

次の3つの給付金を併せて給付します。



対象者	① 共済組合員等番号が全て数字の方（県費） ② 共済組合員等番号の頭文字がPの方（広島市費） ③ 共済組合員等番号の頭文字がZの方（その他）
-----	--

1 (1) 退会給付金の請求手続

(運営規則第5条第3項関係)

記入例

㊦ 退会給付金請求書

組合員名	互助 太郎					年齢						所属名	広島小学校				
共済組合員等番号	6	5	4	3	2	1	61歳	所属コード	1	2	3	4	5				
互助組合退会理由	☒ 退職 ☐ 異動（異動先： ） ☐ 死亡 ☐ その他（理由： ）						退職年月日 （異動年月日）	令和 7 年 3 月 31 日									
受取口座	広島		銀行 金庫 信用組合 農協 信用金庫		県庁		本店	普通預金口座番号									
							支店	7	6	5	4	3	2	1			
※必ず、請求者ご本人名義の口座を記入してください。 ※通帳（受取口座）のコピーを裏面に貼付してください。																	
特別退職給付金、特別返還金及び生涯福祉給付金を請求します。 なお、退職医療組合員となる場合に限り、この給付金を基準掛金に充当することを承諾します。 令和 7 年 3 月 31 日 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様 請求者 住 所 〒 765 - 4321) 広島市中区互助町1丁目2-3 (方が) ゴジョ タロウ 氏 名 互助 太郎 (続柄: 本人) 電話番号 (082) 123 - 4567																	

※ 当互助組合の組合員で給与の支給が県費負担の任用期間に定めのある方（臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員）は、退会給付金に係る掛金を徴収していませんので、提出不要です。

※ 当互助組合の組合員で給与の支給が市町費負担の短時間勤務職員（公立学校共済組合員番号の1桁目がL及びQの方）は、退会給付金に係る掛金を徴収していませんので、提出不要です。

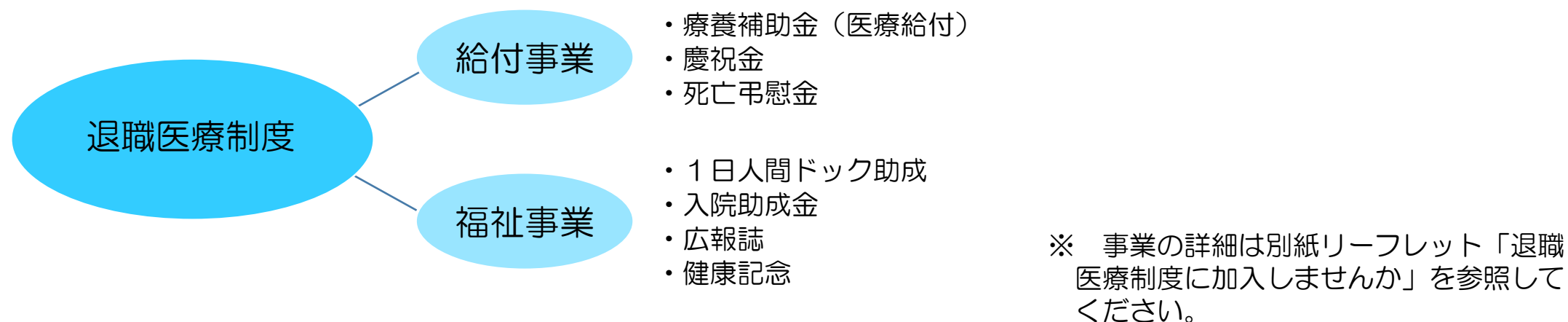
請求方法	「退会給付金請求書」を記入し、 給付金受取口座の通帳のコピーを添付（裏面に糊付け）して、 互助組合へ提出
注意事項等	○退職後に、引き続き再任用職員等で、公立学校教職員として勤務される場合も必ず提出してください。 ○退職時と氏名が変わった場合は、氏名が変わったことが確認できるもの（運転免許証等）のコピーを添付してください。 ○受取口座は振込手数料の都合上、広島銀行としていただくよう御協力ください。 ※ 4月30日までに請求書の受付処理が終了した方は、5月末に送金します。 なお、4月30日を過ぎて受理した方については、事務処理が完了次第給付します。

請求書の書き方等は、詳細版資料6～7ページをご覧ください。

※ 様式は、互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」からもダウンロードできます。

2 ①退職医療制度

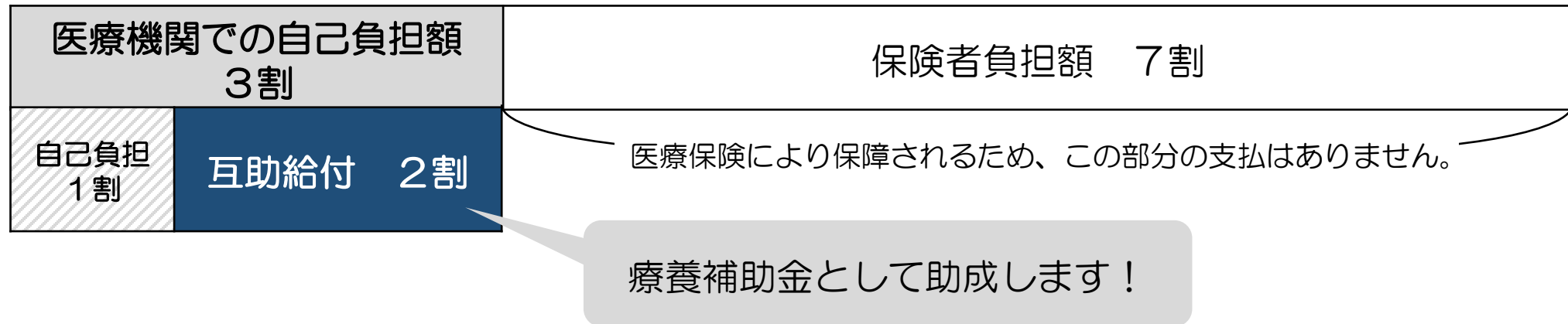
退職医療制度とは、互助組合の組合員であった方の退職後の生活をサポートする制度です。



加 入 資 格	退職するまで互助組合員で、退職日の翌日（組合員の資格を喪失する日）の年齢が45歳以上である方
利 用 期 間	終身 ※ 療養補助金（医療給付）は、70歳に達した日の属する年度末まで
掛 金	加入時に一括納入
給 付 方 法	各請求書での請求により、2カ月に1回、届出口座に振込
注 意 事 項	加入後の退会不可（納入掛金の返金不可）

2 ①退職医療制度 療養補助金

病院や薬局等にかかったときに、自己負担した医療費（公的医療保険適用）総額の2割を、満70歳に達した年度末まで給付します！



- ※ 月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に それぞれ63,600 円を上限に給付
- ※ 自己負担額が医療費総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。
- ※ 事業の詳細は別紙リーフレット「退職医療制度に加入しませんか」を参照してください。

2 ①退職医療制度 加入手続

期限を過ぎたら
加入できません。

第2条関係

記入例

① 退職医療組合員申出書

下記のとおり、互助組合退職医療制度に加入することを申し出ます。

一般財団法人 広島県教育職員互助組合理事長 様 令和 7 年 3 月 31 日

退職医療組合員番号		退職医療組合員制度加入年月日		退職時の所属コード・共済組合員証番号	
令和 年 月 日		令和 年 月 日		所属コード 12345 共済組合員等番号 654321	
加入者		氏名		生年月日	
互助 三郎		互助 三郎		昭和 38 年 10 月 01 日 61 歳	
(※ 押印は、認印で可)					
給付金の送金先					
指定金融機関					
漢字 広島 銀行・金庫 カナ ヒロシマキ・シヨリ					
漢字 県庁 (本・因) 店 カナ ケンチヨウジテン					
口座番号 (右記で記入)					
普通 1 2 3 4 5 6 7 互助 三郎					
住所					
郵便番号 7 6 5 4 3 2 1 広島県 広島市中区					
町 村 字 互助町 番 地 1・2・3					
電話番号 0 8 2 - 1 2 3 - 4 5 6 7 (携帯番号可)					

- (注)
- ・太枠の中を記入してください。
 - ・ の部分は記入しないでください。
 - ・加入する場合は、年齢に応じた基準掛金を払い込む必要があります。
 - ・この申出書は、「退会給付金請求書」と併せてご提出ください。
 - ・給付金の送金先金融機関が、「退会給付金請求書」の受取口座と異なる場合は、通帳のコピーを添付してください。

※ 給付金の送金先は、振込手数料の都合上、広島銀行の指定にご協力ください。

加入 申込 方法	退職日の翌日から <u>起算して30日以内</u> に、 「退職医療組合員申出書」を記入し、 <u>給付金受取口座の通帳コピーを添付（裏面に糊付け）</u> して、 互助組合へ提出 (令和6年度末退職の場合、令和7年4月30日(水)必着)
掛金 納入	○退職日の翌日の満年齢に応じた基準掛金額（別紙リーフレット 「退職医療制度に加入しませんか」参照）を加入時に <u>一括納入</u> 。
注意 事項 等	○現職制度との二重加入はできません。 ※ 共済組合員等番号が数字のみ、頭文字がP又はZの方は、基 準掛金に充当するため退会給付金請求書と併せて提出してくだ さい。

申出書の書き方等は、詳細版資料15ページをご覧ください。

※ 様式は、互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」からも
ダウンロードできます。

2 ②現職制度への再加入の手続き方法

記入例

(組合員規則第3条関係)

⑤加入申込書

短時間勤務会計年度任用職員

任期付職員
臨時的任用職員
再任用(フルタイム)
等、有期職員

御自身の任用形態に合った申込書を選んでください

期限を過ぎたら
加入できません。

ふりがな 組合員氏名	ごじょ 互助	たろう 太郎	所属所名	広島小学校				
共済組合員等番号	5	4	3	2	1	K	所属コード	1 2 3 4 5
現住所	〒765-4321 広島市中区互助町1丁目2-3							
加入年月日 共済組合員資格 取得年月日	令和7年4月1日			任用種別				
生年月日	S H 35年9月1日			1 任期付職員 2 臨時的任用職員 ③ 再任用フルタイム職員 4 その他 ()				
上記のとおり、一般財団法人広島県教育職員互助組合への加入を申し込みます。 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様 令和7年4月5日 職名 教諭 氏名 互助 太郎								
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和7年4月7日 所属長 職名 校長 氏名 広島 教子								

注1) 提出期限：加入年月日（共済組合員資格取得日）から起算して20日以内（必着）
 注2) 貸付事業及びリフレッシュ給付金は対象外となります。
 注3) 退職医療制度加入者は、加入できません。

加入 申込	任用開始日から起算して20日以内に、 「加入申込書」を記入し、 互助組合へ所属を通して提出 (令和7年4月1日任用開始の場合、令和7年4月18日(金)必着)
加入 資格	○退職後に新たに公立学校共済組合員の資格を取得した者 ※ 広島市費の方は、再任用（フルタイム）職員のみ加入できます。 ※ 任意継続組合員は、対象外です。
注意 事項 等	○退職後、同じ所属で勤務する場合でも、任用形態が変更となるため、 <u>加入希望者は必ず「加入申込書」を提出してください。</u> ○退職医療制度とは二重加入できないため、どちらか一方を選択してください。

申込書の書き方等は、詳細版資料18ページをご覧ください。

※ 様式は、互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」からもダウンロードできます。

《参考》退職後の互助制度への加入について

